

南風原町 妊婦歯科健康診査 Q&A

Q1. いつ、どこで受診できますか？

A. 親子(母子)健康手帳と一緒にお渡しする「妊婦歯科健康診査受診票」を、南風原町内の指定歯科医療機関に提出して受診します。

※令和8年10月以前に親子(母子)健康手帳を発行した妊婦の方には、出産予定日が10月1日以降の方を対象に受診票を郵送します。

Q2. 受診方法を教えてください。

A. 南風原町が委託している実施医療機関へ直接予約を入れ、受診してください。

※予約の際は「南風原町妊婦歯科健康診査」とお伝えください。

※実施医療機関は、町ホームページに掲載しています。

Q3. 妊婦歯科健康診査を受ける際、必要なものはありますか？

- A. ①親子(母子)健康手帳
②南風原町妊婦歯科健康診査受診票
③マイナンバーカード又は資格確認書 が必要です。

Q4. 妊婦歯科健康診査はどんなことをするのですか？

- A. ・問診
・口腔内診察(むし歯、歯石および歯周疾患の有無)
・歯科保健指導 が妊婦歯科健康診査の内容です。

Q5. 歯科健診は、妊娠中に受けた方がいいですか？

A. 妊娠中は、ホルモンバランスの変化やつわりの影響により、虫歯や歯周病にかかりやすくなります。放置しておくと早産や低出生体重児のリスクも高まりますので、お母さんと生まれてくるお子さんのために歯科健診を受けましょう。

Q6. 妊娠何週目に受診した方がいいですか？

A. 妊娠期間内であれば受診可能ですが、つわりが落ち着いて、診察台での姿勢が比較的楽な時期がおすすめです。

Q7. 費用はいくらかりますか？

A. 受診票を利用すれば、妊婦歯科健康診査の基本料金は無料です。ただし、むし歯や歯周病が見つかり、クリーニングや治療、レントゲン撮影等を行う場合は、別途保険診療分の費用がかかります。

Q8. 令和8年10月1日以前に自費で受けた歯科健診の費用の払い戻しはできますか？

A. 事業が10月1日より開始となっておりますので、払い戻しはできません。

Q9. 南風原町へ転入してきました。受診票はどこでもらえますか？

A. 南風原町役場こども課こども家庭班(2階)にてお渡しします。
親子(母子)健康手帳をご持参ください。

Q10. 南風原町から転出しました。手元にある受診票は使えますか？

A. 町内に住所がある方のみ対象です。そのため、転出後は使用できません。